

岩手県告示第601号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

令和3年8月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 久慈市、一関市、二戸市、岩手郡葛巻町、九戸郡軽米町、同郡九戸村、同郡洋野町及び二戸郡一戸町
- 2 基本測量を実施する期間 令和3年9月17日から令和4年3月31日まで
- 3 実施する基本測量の種類 空中写真撮影及びオルソ作成